土木工事共通仕様書新旧比較表

条文								条文　改定案								改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成21年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		区分	改訂履歴	改定理由
3	0	0	0	0	1	**第３編**	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	**第３編**	土木工事共通編			
3	2	0	0	0	1	第２章	土　工	3	2	0	0	0	1	第２章	土　工			
3	2	2	0	0	1	第２節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第２節	適用すべき諸基準			
3	2	2	0	0	1		厚生労働省　手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年）	3	2	2	0	0	1		厚生労働省　手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年）	更新		ガイドラインの改定による
3	0	0	0	0	1	**第３編**	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	**第３編**	土木工事共通編			
3	2	0	0	0	1	第２章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第２章	一般施工			
3	2	3	0	0	1	第１０節	仮設工	3	2	3	0	0	1	第１０節	仮設工			
3	2	10	23	0	1	２－１０－２３	足場工	3	2	10	23	0	1	２－１０－２３	足場工			
3	2	10	23	0	1		請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成１５年４月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。	3	2	10	23	0	1		請負者は、足場の施工にあたり、~~枠組み足場を設置する場合は、~~「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省　平成~~15~~21年4月）」によるものとし、~~手すり先行工法の方式を採用した足場に、~~足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するもの~~で~~を設置しなければならない。	修正		安衛則の改定（21年6月）による ガイドラインの改定（21年4月）による 労働者の墜落防止対策による

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文								条文　改定案								改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成21年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		区分	改訂履歴	改定理由
1	0	0	0	0	1	**第１編**	共　通　編	1	0	0	0	0	1	**第１編**	共　通　編			
1	1	0	0	0	1	第１章	総　則	1	1	0	0	0	1	第１章	総　則			
1	1	1	0	0	1	第１節	総　則	1	1	1	0	0	1	第１節	総　則			
1	1	1	5	0	1	１－１－５	工事カルテ作成、登録	1	1	1	5	0	1	１－１－５	CORINSへの登録			
							請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注・訂正時のみ登録するものとする。）								請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	変更		コリンズ登録システムの移行による
							変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。								なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。			
							また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。								また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。			
1	1	1	30	0	1	１－１－30	環境対策	1	1	1	30	0	1	１－１－30	環境対策			
1	1	1	30	6			請負者は、工事の施工にあたり表１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表１－２に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年４月１日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。	1	1	1	30	6			請負者は、工事の施工にあたり表１－１に示す一般工事用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表１－２に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年４月１日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年３月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 ただし、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。 ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	変更		記載漏れ

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文								条文　改定案								改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成（平成21年度）	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		区分	改訂履歴	改定理由
1	1	1	34	0	1	１－１－34	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	１－１－３	諸法令の遵守			
1	1	1	34	1	(47)		（47）駐車場法　（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	34	1	(47)		（47）駐車場法　（平成18年5月改正 法律第46号）	変更		基準書の改定による
1	1	1	34	1	(62)		（62）漁港漁場整備法　（昭和25年法律第137号）	1	1	1	34	1	(62)		（62）漁港漁場整備法　（平成19年5月改正　法律第61号）	変更		基準書の改定による
1	1	1	34	1	(63)		（63）空港整備法　（昭和31年法律第80号）	1	1	1	34	1	(83)		（63）空港法　（平成20年法律第75号）	更新		基準書の改定による
1	1	1	34	1				1	1	1	34	1	(63)		(83）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　（平成19年3月改正 法律第19号）	新規		
1	3	0	0	1		第３章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	1		第３章	無筋・鉄筋コンクリート			
1	3	2	0	1		第２節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	1		第２節	適用すべき諸基準			
1	3	2	0	1				1	3	2	0	1			土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）　（平成20年3月）	新規		基準書の追加
1	3	7	0	1		第７節	鉄筋工	1	3	7	0	1		第７節	鉄筋工			
1	3	7	5	1		３－７－５	継手	1	3	7	5	1		３－７－５	継手			
1	3	7	5	3			請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍か断面高さのどちらか大きい方を加えた長さ以上としなければならない。	1	3	7	5	3			請負者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、請負者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	変更		基準書の改定による
1	2	0	0	0	1	第２章	土　工	1	2	0	0	0	1	第２章	土　工			
1	2	2	0	0	1	第２節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第２節	適用すべき諸基準			
1	2	2	0	0	1		国土開発技術研究センター　河川土工マニュアル　（平成5年6月）	1	2	2	0	0	1		国土技術研究センター　河川土工マニュアル　（平成21年4月）	更新		基準書の改定による
3	0	0	0	0	1	**第３編**	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	**第３編**	土木工事共通編			
3	2	0	0	0	1	第２章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第２章	一般施工			
3	2	3	0	0	1	第３節	共通的工種	3	2	3	0	0	1	第３節	共通的工種			
3	2	3	12	0	1	２－３－１２	プレテンション桁製作工（購入工）	3	2	3	12	0	1	２－３－１２	**プレテンション桁製作工（購入工）**			
3	2	3	12	2	(2)		プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が35N/mm2以上であることを確認し、製作されたもの。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いるものとする。	3	2	3	12	2	(2)		プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が35N/mm2以上であることを確認し、製作されたもの。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	修正		誤記
3	2	6	0	0	1	第３節	共通的工種	3	2	6	0	0	1	第３節	共通的工種			
3	2	6	3	0	1	２－６－３	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	２－６－３	アスファルト舗装の材料			
3	2	6	3	0	1	表2-20	ポーラスアスファルト混合物（最大粒径13mm）の通過質量百分率（4.75mm）は10～35%	3	2	6	3	0	1		ポーラスアスファルト混合物（最大粒径13mm）の通過質量百分率（4.75mm）は11～35%	修正		Ｈ１９版からの誤植
3	2	12	3	0	1	表2-47	撮影枚数	3	2	12	3	0	1		放射線透過試験撮影枚数	修正		記載内容の明確化
8	0	0	0	0	1	**第８編**	砂防編	8	0	0	0	0	1	**第８編**	砂防編			
3	1	0	0	0	1	第１章	砂防堰堤	3	1	0	0	0	1	第１章	砂防堰堤			
8	1	8	0	0	1	第８節	コンクリート堰堤工	8	1	8	0	0	1	第８節	コンクリート堰堤工			
8	1	8	4	0	1	１－８－４	コンクリート堰堤本体工	8	1	8	4	0	1	１－８－４	コンクリート堰堤本体工			
8	1	8	4	7	7		請負者は、１リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の１層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	8	1	8	4	7	7		請負者は、１リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の１層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	変更		基準書との整合による
10	0	0	0	0	1	**第１０編**	道路編	10	0	0	0	0	1	**第１０編**	道路編			
10	2	0	0	0	1	第２章	舗装	10	2	0	0	0	1	第２章	舗装			
10	2	2	0	0	1	第２節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第２節	適用すべき諸基準			
10	2	2	0	0	1		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説　（昭和56年４月）	10	2	2	0	0	1		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説　（平成19年10月）	変更		基準書の改定による
10	2	2	0	0	1			10	2	2	0	0	1		土木学会　舗装標準示方書（平成19年3月）	新規		
10	5	0	0	0	1	第５章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第５章	コンクリート橋上部			
10	5	6	0	0	1	第６節	プレビーム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第６節	プレビーム桁橋工			
10	5	6	1	0	1	５－６－１	プレビーム桁橋工	10	5	6	1	0	1	５－６－１	プレビーム桁橋工			
10	5	6	1	6	1		請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたＰＣ鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	10	5	6	1	6	1		請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたＰＣ鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	修正		誤記